

## 第2回 「市制移行後の税金について」 問市制移行準備室 (☎358-3248)

町では、平成28年の「市制移行」の実現に向けて、市制移行準備室を中心に本格的な準備を進めています。今月号から、「何が変わり、何が変わらないのか」について説明します。

今回は、『市制移行後の税金』についてお知らせします。

### Q. 市になると税金は変わる？

### A. 税率に変更はなく、課税額に変わりはありません。

税は、国税と地方税に大別され、国または地方公共団体が担う事務事業に充てるため、必要な費用を広く負担いただくものです。

地方税のうち、市町村税には、住民税のほか、各自治体で課税額を定める固定資産税、都市計画税(富谷町では賦課していません)、軽自動車税、国民健康保険税などがあります。

町から市に移行した場合でも、現行の税制度においては、上記の税について、税率に変更はありませんので、課税額も変わることはありません。

市になることにより「課税額が増えるのではないか」という問い合わせがありますが、現行制度のもとでは、税率に変更はなく、課税額が増えることはありません。

ただし、市になっても町のままであっても、財政事情等により、課税額が変更になる場合があります。

なお、所得税などの国税や自動車税などの県税にも影響はありません。

税金の種類	変わるかどうか
住民税（個人町民税・法人町民税）	変わりはありません
国民健康保険税	
軽自動車税	
固定資産税	